

令和2年第1回川場村議会定例会会議録第1号

令和2年3月6日（金曜日）

議事日程 第1号

令和2年3月6日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番・9番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情文書表について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 川場村の区の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について
- 日程第 9 議案第 4号 川場村公平委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第 5号 川場村交通指導員設置条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第 6号 川場村交通安全条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 7号 川場村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 8号 川場村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例について
- 日程第17 議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第19 議案第14号 川場村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 村道路線の認定について
- 日程第21 議案第16号 川場村スポーツ施設（川場村体育館、川場村テニスコート、川場村スポーツ公園）の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第17号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第18号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第19号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第4号）について

- 日程第25 議案第20号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第21号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第22号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第23号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第24号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第25号 令和2年度川場村一般会計予算について
- 日程第34 議案第26号 令和2年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第27号 令和2年度川場村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第28号 令和2年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第37 議案第29号 令和2年度川場村水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第30号 令和2年度川場村下水道事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	星野孝之君	2番	飯塚貞次君
3番	丸山敏雄君	4番	黒田まり子君
5番	新木敏郎君	6番	津久井俊雄君
7番	細谷市衛君	8番	角田文雄君
9番	角田宣治君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	宮田重雄君	健康福祉課長	栞原達也君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	小林巧君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	入澤栄子君

事務局職員出席者

事務局長	田中玲子	書記	小林伸寛
------	------	----	------

◎議長挨拶

○事務局長（田中玲子君） ただいまから、令和2年第1回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第1回川場村議会定例会が招集されたところ、議員各位には公私極めてご多忙のところご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、一般会計及び各特別会計の新年度予算を初め、重要な案件を審議する議会があります。議会といたしましては、提出される全ての案件に対しまして十分に審議を尽くし、村民の要望を村の諸施策に反映すべく努力したいと存じます。

議員各位には、適切な議会運営に努められますとともに、執行部の皆様方の格別なるご協力をお願い申し上げて、開会に当たりましての挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（田中玲子君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第1回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長を初め議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

中国湖北省武漢が発祥とされる新型肺炎により、政界経済が低迷に陥り、日本でも各種イベントが中止・延期されるなど、影響ははかり知れないものがあります。昨年12月に原因不明の肺炎として報道されて以来、対策のおくれ等もあり、人から人への感染により、私たちは不安な日々を送っております。

先月2月27日に安倍首相から全国の小・中・高校などに一斉の臨時休校の要請がなされました。川場村では、翌日、関係者に参集をいただき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、協議した結果、小・中学校を3月2日から4月6日までの間、臨時休校とする決定をいたしました。部活動は中止、スポーツ少年団には活動の自粛を要請し、保護者の負担軽減策としてこども園や文化会館図書室は通常開放し、学童クラブに至っては、開所時間を早めるなどの対応をすることといたしました。

世界各国で感染症発症が報告され、各国において渡航禁止や入国拒否などが続いております。早期の鎮圧と東京オリンピックへの影響がないよう、政府には万全の対策を期待するところであります。

過日、3月2日、小・中学校臨時休業による地方の声を国政に届けるべく、新型コロナウイルス感染症対策要望書を携え、自民党二階幹事長のもとを訪れ、財政支援や子供やその家庭への配慮を要望してまいりました。

オリンピックムードが日々高まる中、さらに機運を高めるべく、元オリンピックフィギュアスケー

トメダリストの鈴木明子さんを招いて村民文化講演会を予定したところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく中止をしたところではありますが、4月1日に川場村で行われる聖火リレーが盛会のうちに開催され、世紀の一大イベントとして記憶に残るものとなるよう、議員各位のご協力をお願いするものであります。オリンピックを契機として、外国からの来訪客、いわゆるインバウンド対策は今後、重要なポイントとなることは言うまでもありません。新型コロナウイルスにより大きな打撃を受けた観光産業を活性化させるそのためには、川場村を四季折々楽しむことができる環境整備に努めることが求められています。

川場村の風物詩であり、春を呼ぶ川場村の伝統行事でもあります門前春駒まつりもインバウンド対策としての一面を有しているものであり、先月11日は、大勢のカメラマンが撮影に訪れ、観光客の目を楽しませていました。長い歴史を持つ川場村の伝統を多くの人々に伝え、継承していくことこそが今の私たちの務めと存じます。

その伝統芸能「春駒」を題材とした創作劇「春駒日記」の公演も延期となり、村民皆様にご不便をおかけいたしますことに、深くお詫びを申し上げます。

本年度は、異常気象とも言えるほど雪が少なく、集中豪雨や台風被害が日本各地で発生いたしました。日本の気象災害レベルが新たな段階に入ったことは間違いなく、想定外の災害が発生した場合に備えて、あした3月7日には、災害時訓練の一つとして災害援助物資である木炭を村民へ配布する訓練を行い、職員の防災・減災意識の改革にもつなげていきたいと考えているところであります。

さて、本定例会での提案案件は、条例の制定2件、条例の一部改正9件、条例の廃止2件、指定管理者の指定3件、その他2件、一般会計及び特別会計の補正予算案6件、一般会計及び特別会計の当初予算案6件、合わせて30件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、本定例会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開会・開議

午前9時08分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において8番角田文雄君、9番角田宜

治君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月11日までの6日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月19日、群馬県市町村会館、大会議室において、群馬県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席いたしました。定期総会では、全国町町村議会議長会の町村議会表彰、自治功労者表彰の伝達、並びに群馬県町村議会議長会表彰及び群馬県知事感謝状の贈呈が行われました。

議事では、副会長の補欠選任の承認、平成30年度の事業報告及び一般会計歳入歳出決算認定並びに令和2年度の事業計画及び一般会計予算等の議案が提出され、全て原案のとおり決定されました。お手元に表彰を受けられた方等の名簿をお配りしてございますので、ごらんいただければと思います。

議員派遣についての報告は、お手元に配付した一覧表のとおりでありますのでごらんください。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について、所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） それでは、読み上げます。受理番号1番、2番を総務文教常任委員会に付託いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。それでは、よろしくお願いたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に4番黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

昨年12月、中国の武漢での感染が確認されて、それ以来、初期の対応のおくれから、現在では全世界に感染が広がっております。3月2日には、世界保健機構、WHOが新型コロナウイルスの感染による死者は全世界で3,000人を超え、この世界的流行は未知の領域に突入したと発表しました。日本でも連日感染者がふえております。対応いかんではさらに感染者を増加させ、各地での医療対応のキャパシティを超え、医療崩壊を起こしてしまうのではないかと危惧されています。

そこで、川場村の現在の状況と感染症対策について伺います。

1、現在の利根沼田地域の状況と、感染した場合、患者に対応する病床数及び県内における感染症専門医療機関との連携体制について、どのようになっていますでしょうか。

2、村内、村民への周知、情報伝達方法について。

3、スキー場、田園プラザ、宿泊及び温泉施設などの観光施設での対応について。

4、小・中学校、こども園、学童、デイサービス等の対応について。

5、災害弱者、高齢者などの要援護者への対応について。

6、感染症対策に必要な医薬品、その他物資の備蓄状況について。

以上、6点についての対応を伺います。

それに続きまして、現在の課題と今後の取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の新型コロナウイルス感染症対策に係る、現在、利根沼田地域の状況と感染した患者に対応する病床数及び県内における感染症専門医療機関との連携体制についての質問ですが、群馬県健康福祉部に確認したところ、病床数は非公開、感染症指定医療機関は県内12病院となっております。利根沼田地域については1病院です。感染の疑いがある場合は、まず利根沼田保健福祉事務所へ連絡の上、指定した医療機関を受診することになります。その後、万一感染が確認された場合は、指定医療機関から群馬県健康福祉部へ連絡が入り、利根沼田保健福祉事務所を通じて、感染者の所在地の市町村にも連絡が入るようになっております。

また、群馬県では、2月10日に対策本部を設置しており、本村においても2月28日に対策本部を設置いたしました。

次に、周知・情報伝達ですが、群馬県と同様に、川場村ホームページに随時掲載、必要であれば防災無線等を利用し、迅速に対応したいと思っております。

また、観光施設における対応についてですが、去る2月21日に川場スキー場・川場村観光協会・川場田園プラザ等には、村保健師同伴による個別指導及び情報共有の徹底等を指導してまいりました。

また、学校・こども園・学童クラブ・デイサービスセンターについても、厚生労働省・群馬県及び川場村のホームページ等からの情報収集をしていただくよう依頼したところでございます。

今後につきましては、群馬県からの情報提供があれば、その都度、村健康福祉課から各施設へ情報提供をしてまいります。

次に、災害弱者・高齢者への対応といたしましては、現在も行っております村保健師・地域包括支援センター職員による相談対応を行っております。

また、万一感染してしまった場合には、群馬県が中心となり、患者の追跡調査・感染経路の確認・健康調査・情報収集等を行うとのことです。

感染症対策に必要な医薬品・その他物資の備蓄状況でございますが、マスクについては、大人用350枚程度です。2月25日付で群馬県より備蓄用マスクがある市町村は医療機関へ放出の協力依頼が来ております。

消毒液については、備蓄はほとんどありません。しかし、使用目的にもよりますが、嘔吐物の処理やトイレのドアノブ等の消毒には、ご家庭にある台所用漂白剤などを希釈して使用するか、また、川場村の水道施設で使用している次亜塩素酸ナトリウムを希釈して消毒液をつくる方法もございます。これにつきましては、常時納品可能と業者に確認しておりますので、問題はございません。また、手消毒用液につきましては、洗浄除菌水生成装置が設置してある施設がありますので、問題はございません。この生成装置は専用添加液1リットルで800リットルの除菌液が生成できます。

いずれにいたしましても、現在のところ、村民からの新型コロナウイルスについての問い合わせ等はございませんが、引き続き、手洗い・咳エチケット等の対策を徹底するなど、感染拡大の防止につながる行動にご協力をお願いしたいと思っております。

また、現時点においては、国も今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととしております。今後につきましては、国や県からの情報を注意しつつ、万全な体制を整えていきたいと考えておりますので、特段のご理解を賜りますようお願い申しあげ、答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 最初の6点について、3点ほど伺いたいと思います。

村民への周知、また情報伝達ですけれども、この情報伝達に関しては、今、ホームページに出ていますが、この利根沼田圏内では川場村がホームページ上で伝達を流すというのが一番遅かったんです

ね。それで、その時に私は、担当課にまいりまして、どのようになっていますかということをお伺いしたんですけれども、その時点では広報に載せるつもりでいるような話を伺ったんですね。やっぱりこういうのは先手を打って早目に、なるべく一人一人に情報が届くのが一番だと思うんですね。的確な情報が伝わることで不安を解消しますし、また、感染予防にも大いにつながると思いますので、これからの情報伝達に向けて、もう少し積極的に、一人一人にちゃんと情報が伝わるように努力をしたらいいのではないかと思います。それが1点です。

もう一つは、小中学校・こども園・学童・デイサービス等というところでちょっと伺いたかったんですけれども、

現在、村民からの問い合わせもないということで、小さな村で子供たち一人一人目も届くということで、親御さんからのそういう問い合わせはないのかもしれませんが、学童で言えば、今度、1日8時から夕方まで見ていただけるということですが、これに関して新規は入れないということになっています。ここに来て、ご家庭によっては今まで学童ということは考えてこなかったけれども、この新型コロナの対策予防なりで、職場の関係なんかで、もしかしたら学童を望んでいる方もいるかもしれないと思います。その点はいかがでしょうか。

また、学校等で学校給食が、ここ、バツとなくなってしまったものですから、当然、随時食材などは買ってあるものもあるかもしれないし、これから買おうと思っていたものもあるかもしれないんですけれども、その学校給食に関してもお伺いしたいと思います。以上よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 村民のための情報提供ということでございますが、ホームページ等については、若干おくれございましたが、そういう中で、川場村の村民がホームページ等を見られる方、また、見られない方等々ございますので、あの時点では、3月1日の広報等で周知をしようというところであったわけでございますが、急に、2月27日にああいった総理の要請等があって、急に国のほうで進展をしたということでございますので、国・県の指導に基づいて、川場村のほうもやっていきたいということでございますので、今後、新たな動き、また、幸いにして今、群馬県は感染者がいないということでございますので、そういった感染者が群馬県等にあらわれた場合においては、また県の保健福祉事務所等にご指導をいただきながら、しっかりやっていきたいというところでございます。

また、学童につきましては、新規は入れないということではなくて、要望等があれば、それはまた検討していくということでございますので、本来、3月ということでございますので、春休みには多くの方を受け入れる予定がございますので、それについての前倒しということがございます。そういう中で、親御さんのほうからどうしても面倒が見られないということであれば、それはまた担当課のほうにご相談をいただければ、定員等は決まっておるわけでございますので、小学校の人数がそのまま学童保育に移行はできないわけでございますので、その点をご理解をいただきながら、努めていき

たいということでございます。

それから、3番目の給食につきましては、川場村につきましては、これは世田谷のほうに委託をしているということでございますので、常時世田谷のほうでは、いつ再開ができて準備は整える状態にはしていただいているということでございます。食材等については、また仕入れた物、買うべき物等々はあるわけですが、幸いにして世田谷のところに委託をしているということでございますので、世田谷の施設等でそういったものを使うときには使っていただいて、もし、この1カ月間、事態が収束をして、再開できるようなことであれば、それはまた、給食はいつでも再開できるような準備を進めていくということをお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

給食に関しては世田谷がやっているということで、食材も無駄なく使えるのかなど、小さな村ならではなおさらだと思いました。

また、情報伝達ですけれども、先ほど、最初のお答えの中で、防災無線等も使っていきたいというお話がありました。また、川場村の携帯連絡網システム「集めーる」がありますので、それも十分に使ったよいのではないかと思います。

そして、質問です。今、国会では新型インフルエンザ等対策特別措置法が議題に上がって、大変活発な議論をされていますが、また、それと付随して、各自治体に新型インフルエンザ等対策行動計画というのがございます。群馬県もこれに沿って、群馬県の新型インフルエンザ等対策の行動計画を基本に感染対策を行っているというお話も聞いております。川場村にも新型インフルエンザ等対策行動計画というのがございます。こちらを見ますと、現在の状態というのが、国内発生早期ですね、それから、国内感染期にはっていると思われま。この行動計画を見ると、先ほどの村長の答弁から言うと、国からの指示があって、県があって、また利根沼田の保健所にあつて、また村に来て、それからというようなお話でしたんですけれども、村もそれを待つだけではなくて、村独自に、村としてどうすることができるかというのを、今考えていかなければいけないと思います。そのために、この行動計画を見ますと、今の時期で言えば、いろんな対策は書いてあります。住民の生活及び経済の安定を確保というのがまずその中にもあります。その中の、村の業務の継続だとか、それから、要援護者の対応ということで、例えば、ひとり暮らしのご老人であったり、二人暮らしで暮らしていた高齢な家庭が、もし一人が感染してしまって、病院に行った、隔離されたということがあつて、それは医療関係の対応になると思うんですけど、その場合に、じゃあ一人、もしかしたら家庭に残るかもしれない。そういうときには大いに村が村民の、村民は家族ですから、村民の命と健康を守るということで、村独自にやらなければならないこともあるのかなと思います。

この計画書を見ますと、要援護者、そのときに助けが欲しい人に対して、そのときの食料品、生

活必需品等の供給状態に応じて、その要援護者に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配布等を行う等々のことが書いてあるんですね。村長、この川場村の新型インフルエンザ等行動計画というのをごらんになっていらっしゃると思うんですけども、こういう県等の支持を待たずに、村独自に村民の命と健康を守るという点では、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 今、ご指摘の計画書につきましては、これはインフルエンザ等ということでありまして、それが今回のコロナウイルスに即移行するということではない。国においてもやはりそういったことで、新しい法律のもとに施行しようということで、きのう、おとといあたりは安倍晋三総理が各党に回ってお願いをしているということではありますが、27日に発令をされた、この小・中・高の休校についても、これはあくまでも要請であって、これについてはやはり拘束権はないと。やっぱり、これ以上感染が広がったときには、そういった強い指導・指示ができるような法律を、今やるというのは、国のほうでございます。そういう中で、今ご指摘ございましたように、村としてということでございますが、なかなかやはりこういった、インフルエンザと今回の新型肺炎というのは、なかなか国のほうでも原因追及がまだできないという中での、対策がまだおけているということでございます。村は、小さい中で動けるところでございますので、先ほど申しましたように、群馬県内でやはり感染者が発生をしたということであれば、緊急にそういったところを県の指導を仰ぎながらやっていかなければならないということでございますが、村は保健師も、各、先ほど言われました生活弱者の人たちの顔も見えている状況でございます。また、一人世帯、二人世帯の方も、そういったところで掌握はしてございますので、そういった、近々にやはり迫ったところにおいては、緊急にまた対策本部の会議を開催して、早急に対応するというのを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） コロナウイルスに関しては最後の質問とさせていただきます。

WHOで言えば、家庭内での感染率は約80%となっています。実際に手洗い、くしゃみとか咳をしたときのエチケットとか、そういうことが基本になるのかなとは思いますが、再三申し上げますように、こういうものは、そういうときにお年寄りだとか、障害のある方だとか、そういう方には情報が行きにくいというのが常でありますので、ぜひそういうところにも余計に目を向けて対策を練っていただきたいと思います。

この新型インフルエンザ等は違うということですが、ここにはインフルエンザ等とあります。あらゆる感染症に対応できる基本的なものは、この行動計画の中にあります。これを見ますと、本当にいざとなったときに何ができるかということがよく書いてあると思いますね。危機管理においては、計

画や準備に関しては、悲観的に行って、実際それを使うときには楽観的に動くというのが危機管理の基本だそうです。改めて、村民は全員家族だという思いの中で、例えば家族でしたら、消毒液がなかったらどうしようというときに、次の手を打って、多分もう家庭内に置いておくと思うんですね。だから、村自体ももう少し切羽詰まった、あしたなり、きょうなり、何が起きてもある程度対応ができるぞという準備をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 計画書に基づきまして、担当課長がそのことにつきましては、今、いろいろな形で準備を進めているということは聞いております。そういう中で、今、お話がありましたように、マスク等は先ほど申し上げた数字でございますが、これについても政府が今、一括で買い上げて、特に感染の拡大の広がっている北海道のほうには重点的に配布をするということは聞いておりますが、今一番心配しているのは、医療機関にそういったものがないということでもありますので、まずはやはりそういったところに充実を目指していただいて、これについては、この新型コロナウイルス以外の、日々、手術や、また子供の出産等、医療の場面では必ず必需品でございます。そういったところが事欠くと、また違った方面で波及をするという危険性がございますので、村民の方については、できるだけこの免疫力を高めるということでもありますので、よく食事をとって、よく睡眠をとって、やはりそういったこともできるだけ体の中に入らないように努めていただくということでございます。消毒液等は常にできる状況でございますので、そういったものも村民のほうに配れる状況にはしておりますので、そういったところを含めて対策を講じてまいりたいということもございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） では、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、2番目の質問です。子育て支援についてです。

新年度から計画期間が始まる「川場村第2期子ども・子育て支援事業計画について、川場村の子育て支援政策について、今後の計画について伺っていききたいと思います。

川場村第二期子ども・子育て支援事業計画について、この事業計画に対する村長のお考えがどのようなものでしょうか。

2つ目、川場村第2期子ども・子育て支援事業計画では、子育て世代の包括支援センターの設置と地域子育て支援センター設置の検討をしておりますが、具体的な内容及び進め方をお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の川場村第2期子ども・子育て支援事業計画について、事業計画に対する村長の考えについてでございますが、川場村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法を初めとする関係立法に基づき、本村においては、「川場の子どもは川場の宝」を基本理念として、平成27年度に策定いたしました。新たな制度のもと、認定こども園の創設や、旧幼稚園舎を活用したかわば学童クラブの整備、母子保健充実など、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してまいりました。このたび、令和元年度をもって、同計画期間が終了いたします。今現在におきまして、第2期計画が策定される運びとなっております。今回の計画は、子ども子育て支援法に基づき、川場村子ども・子育て会議委員として、子育てに従事する保護者である村民や、有識者に対し委嘱をいたしまして、会議を開催してきました。また、平成30年度には、未就学児の保護者、小学校3年生までの児童の保護者全員を対象にニーズ調査を行いました。この調査結果に基づき、子育て会議での議論をもとに計画が策定されるものであります。

計画では、次の5つの基本目標のもと施策を展開してまいります。

1つ目に、地域における子育て支援の充実、2つ目に、教育環境の整備、3つ目に、母子保健施策母子保健施策の充実、4つ目に、子ども・家庭の状況に応じた支援、5つ目に、子どもや子育て家庭を支える地域づくりであります。この計画をもとに、次代を担う子供たちの健やかな成長と、その親が安心して子育てできる環境づくりを、行政と地域全体で強く推進していく決意でございます。

続きまして、子育て世代包括支援センターの設置と地域子育てセンター設置の検討についてでございますが、子育て包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンステップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成するものであります。

国では、令和2年度末までにセンターの設置の全国展開を目指すとの方針から、本村におきましても保健師を増員し、設置に向けて準備を進めており、より利便性の高いものとなるよう推進してまいります。

次に、地域子育て支援センターの設置につきましては、第1期計画にもありました地域子育て支援拠点事業の一つであり、公共施設やこども園等の地域の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。本村でも、かわば森のこども園と第1期計画期間中にも設置に向けた協議をしてまいりましたが、こども園では事業受託に前向きでありましたが、センターにつく職員は地域子育て支援拠点事業専任でなければならないため、園で職員を充てる余裕がないことから、設置は見送っているのが現状であります。しかし、在宅の未就園児のお子さんが主な対象になろうかと思いますが、こども園では、保育相談や園庭開放を自主事業で行っております。また、本村においても、やんちゃクラブや子育て教室を定期的実施し実施し、民生委員による子育てサロンも月に一度実施していることから、子育て世代間への情報提供、そして共有などの支援はおお

むね整っていると思います。

今後につきましては、出生数が減少傾向にあり、こども園へ入園するお子さんは減少傾向にあります。第2期計画は令和6年度末までの期間となっておりますが、その間における本村における子育て環境とニーズを検証しながら、地域と行政がつながる子育て支援を進めていきたいと考えますので、議員各位におかれましても、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

本村は本当に小さい村で、少子化ということで、子供たちの数が少ないということで、逆に子供たちの顔が一人一人わかって、とてもコミュニケーションがよくとれた、いろんな活動の中でもいい活動がたくさんありますので、改めて何か支援センターみたいなをつくらなくても、結構できていることがあるかなとは思いますが、この支援計画を見ていまして、前年度つくったときと、今回と見ますと、もう明らかに、村長もおっしゃるとおり、少子化が進んでいます。より危機感を持ってこの6年までの計画を進めていかなければいけないと思います。

今、地域と行政が協働でということですね、地域と行政と、それから企業という点ではどうでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 栗原達也君発言〕

○健康福祉課長（栗原達也君） 黒田議員の質問ですが、企業を巻き込んでという話ですか。

企業を巻き込んでという話ですが、うちのほう、企業的にも、新しい水工場ですとか、ほかか会ぐらいで、大きな企業とうのありませんけれども、おいおい、これらにつきましては、毎年見直しをしますので、この検討委員といたしましうか、委員と話し合っ、毎年、直すところは直す、加えるところは加えるというような考えでおります。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 確かにそんなに大きな企業はないんですけども、女性が働いている場所が幾つもあります。その働く場での意識改革というのも、子育て支援には大いに必要なことだと思います。

また、続けます、子育て支援センターですけども、昨年11月に長野県阿智村へ、阿智村と下之城にですね、若者・子育て支援の取り組みについて総務文教常任委員会で視察をさせていただきました。阿智村の子育て支援センターの取り組みには学ぶことが大変多くありました。阿智村は高齢化率が30%を超え、少子高齢化や都市部への人口流出などから、特に山間部の集落の人口減が進んでい

まして、限界集落も出るんじゃないかと心配されるほど顕著な少子高齢化が進んでいました。その状況下で、若者・子育て支援の取り組みは大変力を入れていまして、子育て支援センター、あちっ子プラザを中心に、民生課、保健センター、子育て支援室、教育委員会が連携した取り組みを行い、妊娠から子育て、教育へと、その時々フォローを、支援をスムーズに行われているように思いました。この子育て支援センターでは、子育て支援専門員、それから、子育て支援員、それから、児童家庭相談主事、それから、放課後児童支援員、臨床心理士、保健師、栄養士、社会福祉士など、22人の人たちが各スキルを生かしてこの子育て支援センターを応援しておりました。先ほども村長のお答えの中で、県からの職員がなかなか余裕がないことで、やっていけないというお話もありましたが、ぜひ、生まれてから、妊娠して、赤ちゃんから学校へ行って、卒業するまで、トータルで各担当の保健福祉課なり教育委員会が、本当に重なって、いいところを重ねて、子供たちの支援に当たれるような、そういう子育て支援センターをつくれるように、一層努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ご指摘の、村におきましても少子高齢化ということで、先般、川場村ニュータウン等分譲したところ、14区画において、人口については約60名、0歳から15歳までが18名ということで、人口増、特に子供、数がふえたというところでございまして、そういった方は村外からの移住ということでございますので、そういった方が各地区においても、今現在、村外からの移住者の新築等も徐々にふえているということでございますので、新たに村民になった方に対しては、そういったものも今後充実していく必要があるからということでございますが、また、そういったことは、庁内、そしてまた広く村民を参入をしていただき、形としてそういった組織ができればということでもあります。また川場村についてのこれからということでございますので、議員各位にご指導をいただきながら、整備するものは整備していくということでございますので、ご協力、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

「川場の子どもは川場の宝」ということで、子育て支援、子供たちに投資をするということは、川場村の未来に投資をするということなので、子育て支援、また若者が住みやすく、また川場村が「子育てするなら川場村がいいよね」というふうに言われるようになっていったらいいなと思っております。よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、4番黒田まり子さんの質問は終わりました。

次に、8番角田文雄君。

〔8番 角田文雄君発言〕

○8番（角田文雄君） おはようございます。

インフルエンザの予防接種に伴う公費負担について、議長より発言の許しを得ましたので、通告のとおり質問をさせていただきます。

今回の質問は、川場村の子供たちが健康でたくましい子に育ち、川場村の宝になっていただくことを願いながら質問するものでございます。

乳幼児を初め、子供たちは国で定めた予防接種法によりさまざまなワクチンや予防注射などを接種し、健康で安心な生活を送っています。しかし、インフルエンザの予防接種については、法律の定めがなく、任意によるものとなっています。小学校や中学校などでは、集団での生活が多く、インフルエンザの感染率が非常に高まり、学級閉鎖が毎年発生しているのが現状ではないでしょうか。

インフルエンザ予防接種ですが、生後6カ月以上、中学3年生以下の乳幼児・子供が中心になりますが、効果を高めるために2回の接種が必要であり、接種費用も医療機関によって約7,000円から8,000円くらいとなっています。子供が多い家庭では、経費の負担増により予防接種を受けたくても受けることができないのが現状ではないでしょうか。

村民全体を対象と考えればよいのですが、まずは抵抗力の弱い乳幼児から中学生及びその保護者も含め、インフルエンザの発症・感染を防ぎたいものです。利根郡の町村並みに接種費用の一部を川場村でも負担して下さるようお願いし、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 角田文雄議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問のインフルエンザ予防接種に伴う公費負担についてであります。川場村では、生まれた子供たちが健やかに育つようと、子育てに対し総合的に支援するため、子育て支援金を平成22年度より出生時に第一子10万円、第二子20万円、第三子以降30万円を支給し、加えて小・中学校入学時にそれぞれ5万円を支給しております。

この子育て支援金は、その都度、役場の窓口申請し、補助金交付を受ける等の手間を省くことと、事務の効率化を図るため、一時金での支給としております。

また、母子手帳交付時には、子育て支援金等に関するパンフレットを配布し、インフルエンザの予防接種等、子育てにお役立ていただくよう説明をしております。なお、本村の子育て支援金については、周辺市町村からも手厚い支援と評価をいただいておりますことをご理解をいただければありがたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（小菅秋雄君） 角田文雄君。

〔8番 角田文雄君発言〕

○8番（角田文雄君） 確かに川場村は子育て支援にほかの町村から見れば力を入れていると思います。しかしながら、2019年1月から12月までの出生時の支援金の受給者は10人、入学祝い金は60人前後になると思います。もう少し受給者がふえるといいんですが。

この子育て支援金支給条例は、子供たちが健やかに成長し、地域社会の活性化に寄与することを目的としたものでございます。これらのインフルエンザの予防対策を強調するのであれば、条例を一部改正して対応することで、村民は理解すると思います。村内でのインフルエンザ予防接種対象者は生後6カ月から中学生までで約400人、保護者を含めると600人程度になると思います。川場の子供みんなが元気であれば村も元気になり、医療費の抑制にもつながると思います。そこで、再度村長にインフルエンザ予防に対する考え方をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 今、ご指摘のように、そういったことで抑制等もありますが、先ほど申しましたように、子育て支援金、また小・中学校の入学時等に5万円ということでございますが、そういったパンフレット等にもインフルエンザ等にお役立てをいただきたいということで記載もしております。村民の周知等も必要でございますが、各町村はそういった子育て支援金が川場村と比べると非常に低く、そういう状況の中でのインフルエンザ等の助成金もやっているということでございますので、今後、近隣市町村等々の支援状況も見極めながら検討してまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 角田文雄君。

〔8番 角田文雄君発言〕

○8番（角田文雄君） ありがとうございます。

利根郡の昭和村、みなかみ町、片品村、既にこの年齢層対象に公費の負担をしております。その中でも片品村は、子供たちの保護者までが補助対象になっているということでございます。先ほどの村長の答弁の中にも前向きに検討していくということでございますので、川場村の子供たちが健康で明るく育ち、川場の宝となるよう、インフルエンザ予防接種実施者に対して前向きに検討していただき、公費負担の実現がかないますようお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、8番角田文雄君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号 川場村の区の設置及び組織に関する条例の一部を改正する用例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第1号 川場村の区の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第1号 川場村の区の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

令和2年4月1日施行の改正地方公務員法により、区長が特別職非常勤職員から除外されたことに伴い、条例第9条を削除するものであります。今後は、川場村と区長間において業務委託契約を締結することとなります。また、第7条では、区長定例会の限定された日時を毎月1回と改め、運用に幅を持たせるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号 川場村の区の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第2号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第2号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

第1号会計年度任用職員とは、いわゆるパートタイム会計年度任用職員であり、その時間外勤務報酬について、改正前は週38時間45分の勤務時間を基準とし、それを超過した場合に支給されるも

のとなっておりましたが、会計年度任用職員は、多様な職種、働き方が想定されるため、1日7時間45分を超過勤務の基準とするものに改めるものであります。あわせて、週休日勤務及び週休日を振りかえたときの超過勤務の割り増しについても規定するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第3号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第3号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について、提案説明を申し上げます。

令和2年4月1日から、群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するため、川場村ほか33団体が群馬県市町村公平委員会を共同設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、議案第3号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号 川場村公平委員会設置条例を廃止する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第4号 川場村公平委員会設置条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第4号 川場村公平委員会設置条例を廃止する条例について、提案説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会が令和2年4月1日から設置されることから、川場村公平委員会設置条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、議案第4号 川場村公平委員会設置条例を廃止する条例についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号 川場村交通指導員設置条例を廃止する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第5号 川場村交通指導員設置条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第5号 川場村交通指導員設置条例を廃止する条例について、提案説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により、令和2年4月1日から交通指導員が特別職非常勤職員から除外されることから、川場村交通指導員設置条例を廃止するものであります。

条例廃止後は、交通指導員設置要綱を作成するとともに、従来報酬であったものを、報償費、いわゆる有償ボランティアとして手当とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号 川場村交通指導員設置条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号 川場村交通安全条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第6号 川場村交通安全条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第6号 川場村交通安全条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

交通指導員設置条例が廃止され、かわって交通指導員設置要綱が整備されることから、引用部分を

改めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号 川場村交通安全条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号 川場村職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第7号 川場村職員定数条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第7号 川場村職員定数条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

公平委員会の共同設置により、条文中の公平委員会を削除するとともに、教員等の職で廃止されたものがあることから、見直しをするものであります。また、地方公務員法の改正により、臨時職員が会計年度任用職員に変更になったことによるものであります。なお、全体の職員定数は変更の対象となっておりません。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号 川場村職員定数条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号 川場村税条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第8号 川場村税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第8号 川場村税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、毎年度末に行われる国に税制改正を受け、地方税法や地方税法施行令等の改正が行われます。それに伴い、川場村税条例の改正を行っているところでありますが、その改正内容に条例や地方税法との表現に差異が見られることから、川場村税条例全体の見直しを行った結果、条例の字句や常用漢字表等に基づく用字・用語等の整備を条例や地方税法との表現にそろえるため一部改正を行うものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 確認させていただきたいんですけども、この一部改正というのですかね、文言を修正したということですけど、これは昨年9月に補正で組まれていた99万円を使ってやったものでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮田重雄君発言〕

○住民課長（宮田重雄君） お答えさせていただきます。

そのとおりでございます。9月の補正で承認していただいた予算でやっております。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） これ大変分厚いものですけど、何年分ということでもないんでしょうけれども、これで大体もう整理ができて、条例がきちんとなったということで、これは急遽去年の補正でこの99万円ということですが、これから先はどういうふうにこの管理というのは進めていくんでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮田重雄君発言〕

○住民課長（宮田重雄君） お答えさせていただきます。

そこに、お手元にある完成分がもう川場村税条例の全てでございます。その中の見直しをさせていただきます。

それから、今後の話ですけれども、毎年税制改正というのは年度末直前に政府のほうから示されて改正が行われます。どこの町村でもそうですけれども、同時にこの時期、申告の業務を行っています。そっちの申告の業務に人員をとられて、その改正分の関係の税条例の見直しがおろそかになってはいけないんですけれども、そういう状況にあったというのは事実でございます。そんなことから支障があって、今回の見直しに入ったわけですけれども、今後においては、春の最近の税改正、かなり複雑になってきております。専門家の指導をいただきながら、業務委託をしてその条例改正の案を作成して、適切に条例の改正を行っていきたい、そんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） わかりました。文言って本当に難しく、句読点一つ違っただけでも意味が違ったりということなので、大変な重要な部分だとは思いますが、業務が重なったということで、また複雑化してきた業務だということで、あえてこういうものが必要になってきたということで理解してよろしいでしょうか。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号 川場村税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10時35分まで休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時35分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第9号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、議案第9号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第9号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、川場村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。国民健康保険法第77条では、市町村等は条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し保険料を減免することができるかとされています。

改正の内容は、刑事施設等に収容された被保険者に対し、保険税の減免適用時期を明確化するもので、減免は当該年度の税額のうち減免申請をした日以後に到来する納期に係る税額税について減免を適用するという規定を追記するものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、議案第10号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第10号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和元年法律第37号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことに伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたことから、川場村印鑑条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものは、成年被後見人から印鑑の登録等の届け出を受けた場合には、法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人の申請または届け出があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして申請が可能となるものであります。また、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄記載されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑の登録は可能となるものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号 川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、議案第11号 川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例

についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第11号 川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

現在、利根沼田地域が合同で定住自立圏形成に向け準備作業を進めているところでございますが、本村と協定締結先である沼田市が定住自立圏形成協定を締結するに当たり、その制度根拠となります定住自立圏構想推進要綱の中において、協定締結に際し議会の議決を経ることを要件としていることから、本条例の制定についてご提案させていただくものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号 川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第17、議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

小口資金を含む県制度融資に係る返済負担軽減の特例措置につきまして、令和元年3月末で廃止となる予定ですが、廃止後も売り上げ減少等の要件を満たす場合の借換制度を継続して実施していくために改正するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第18、議案第13号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第13号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例について、提案説明を申し上げます。

本件は、村営川場牧場の設置に当たり、設置及び管理に関する事項を定めるために提案するものですが、農地を川場村が所有するためには、本条例の制定が必要となります。

概要につきましては、川場牧場の敷地は水源となる森林地区を含み、放牧地28ヘクタールと山林部分17.9ヘクタールで、総面積は45.9ヘクタールであります。業務といたしましては、草地の放牧利用により牛等の育成を行い、畜産振興を図るため村営牧場の設置を行うものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号 村営川場牧場の設置及び管理に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号 川場村監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第19、議案第14号 川場村監査委員条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第14号 川場村監査委員条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から地方公共団体の監査委員は、監査基準を策定し、これを公表することが義務づけられました。これに伴い、公表の方法等、条例に規定すべき事項の整理をする必要があることから、条例の一部改正するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号 川場村監査委員条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号 村道路線の認定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第20、議案第15号 村道路線の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第15号 村道路線の認定について、提案説明を申し上げます。

立岩地内で実施した小規模農村整備事業、道路整備工事完了に伴い、一路線を道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号 村道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号 川場村スポーツ施設（川場村体育館、川場村テニスコート、川場村スポーツ公園）の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第21、議案第16号 川場村スポーツ施設（川場村体育館、川場村テニスコート、川場村スポーツ公園）の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第16号 川場村スポーツ施設（川場村体育館、川場村テニスコート、川場村スポーツ公園）の指定管理者の指定につきまして、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

本件の指定管理者の候補としてご提案をさせていただきました株式会社田園プラザ川場は、ホテル

田園プラザを含む周辺の観光レクリエーション施設の指定管理者であることから、施設を一体的に効率よく管理することが期待されるところでございます。

なお、指定管理者の候補選定につきましては、本年1月27日に開催をいたしました川場村指定管理者選定委員会において選定をしております。

また、指定期間につきましては、令和2年4月1日より令和7年3月31日までの5年間といたします。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第16号 川場村スポーツ施設（川場村体育館、川場村テニスコート、川場村スポーツ公園）の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第17号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第22、議案第17号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第17号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定につきまして、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定の期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

本件の指定管理者の候補としてご提案をさせていただきました株式会社もりの遊苑地は、現在、指定管理者として本施設を管理しており、施設の管理及び利用者の増加等実績を残していることから、今後も施設の有効な利活用が期待されるところであります。

なお、指定管理者の候補の選定につきましては、本年1月27日に開催いたしました川場村指定管

理者選定委員会において選定をしております。

また、指定管理の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間といたします。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第18号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第23、議案第18号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第18号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

指定管理者の指定を提案する施設「川場村老人デイサービスセンター」は、平成18年度から27年3月まで3年更新で、平成27年度から5年更新で指定管理を川場村社会福祉協議会で受けて、管理運営を行ってきました。

今回の指定は、川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定に基づいて、公募によらない指定管理者の候補者の選定により、候補者の選定を行っております。

今回の指定は、ことし1月27日に開催された川場村指定管理者選定委員会において、指定管理者として他の模範でもある川場村社会福祉協議会を候補者といたしまして選定をいたしました。

なお、指定期間につきましては、令和2年4月1日より令和7年3月31日までの5年間といたし

ます。

以上、提案説明を申し上げ、原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第19号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第24、議案第19号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第19号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第4号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,096万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,921万3,000円とするものであります。

歳入は、地方特例交付金200万円、地方交付税233万3,000円、財産収入300万円などを追加し、国庫支出金3,796万2,000円、県支出金の1,841万6,000円、寄附金800万円、繰入金9,400万円、諸収入951万円を減額計上いたしました。

次に歳出ですが、歳出全般において職員給料及び職員手当などの不用になった予算の更正減を行いました。また、事業費の確定に伴う減額も行っております。

主なものとしては、第2款総務費は3,272万9,000円を減額計上いたしました。企画費のふるさと納税特典経費、防災諸費の地域防災計画修正業務委託料の減額、財産管理費の基金積立金及び聖火リレー関連経費は増額であります。

第3款民生費は989万1,000円を減額計上いたしました。老人福祉費の特別会計繰出金は増額であります。

第4款衛生費は1,007万円を減額計上いたしました。予防費の予防接種委託料の減額であります。

第6款農林水費は、1,637万4,000円を減額計上いたしました。土地改良総合整備事業費の多面的機能支払交付金の減額であります。

第7款商工費は1,750万7,000円を減額計上いたしました。商工総務費のプレミアム付き商品券販売換金業務委託料の減額であります。

第8款土木費は5,614万9,000円を減額計上いたしました。道路維持費の除雪ドーザ購入費、橋梁費の橋梁補修設計業務委託料の減額であります。

第12款公債費は1,260万円を減額計上いたしました。地方債元利償還金の減額であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで休憩し、休憩中に担当課長の細部説明を求めます。

午前11時05分休憩

午前11時27分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これをもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ページは21ページになります。

19の負担金補助金及び交付金の一番下になりますが、川場村移住支援事業補助金300万円が全額更正減ということですのでけれども、もう少し詳細に教えてください。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） お答えさせていただきます。

この移住支援の事業につきましては、県のほうの登録制になっておりまして、そこに企業も登録し、応募者も登録するという制度になっております。村内に移住してきて、県内の登録してある事業所に就職した場合には移住の支援を行うという制度で、ことしにつきましては、本年度につきましては該

当者がなかったと、それで更正減ということでございます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 村内に移住した場合に支援をするという対象ということですが、川場村自体が移住を呼びかけるということではどういうことをしているのかなということはずっと思っています。これに関して伺いたいですけれども、去年、11月24日に体験型移住フェアというのが東京交通会館のほうでございました。それを見ますと、群馬県下ほとんどの市町村がここに参加しています。その中に1カ所だけ川場村が参加していないというのがありました。移住支援ということで、移住してからということもありますが、積極的に移住を呼びかけるという点では、どのような対応をしているのか。ましてこの、なんで川場村だけこの体験型移住フェアに参加していなかったかをちょっと教えていただけますか。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） そのイベントに関して、フェアに関して、欠席したときの原因というのはちょっと今すぐにわからないんですが、全てに参加していないわけではなくて、中には県主催だったり、ほかの団体主催だったり、出席している場合もございます。それも、フェアも含め、あとは分譲地対策だとか、総体的に我々のほうでは行っているところでございます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ぜひ積極的にこういった体験型移住フェア、中を見てみると結構興味をそそるものがいっぱいあるので、ぜひこういうところにも川場が参加して、川場村のよさをアピールしていただけたらと思いました。関連でした、ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第19号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第20号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第25、議案第20号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第20号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出ともに1, 171万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4, 546万9, 000円とするものであります。

主な歳入では、被保険者数は毎年減少しておりますが、所得の増加により保険税が808万7, 000円の増額となり、都道府県支出金を501万8, 000円の増額、一般会計繰入金292万9, 000円を減額するものであります。

また、歳出では療養給付費の増額に対応するため、保険給付費を1, 230万円増額するとともに、その他の項目につきましては、歳入歳出ともに額の確定した予算額の調整を行ったところであります。

なお、本予算案につきましては、去る2月27日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第21号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第26、議案第21号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第21号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出ともに648万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,504万5,000円とするものであります。

主な歳入では、保険料320万2,000円を増額、国庫支出金260万5,000円、支払基金交付金57万8,000円及び県支出金244万6,000円をそれぞれ減額し、繰入金を837万2,000円増額といたします。

また、歳出では要支援及び要介護認定者の変動等に対応するため、保険給付費を644万円増額し、地域支援事業費の確定に伴う予算額の調整を行ったところでございます。

なお、本案につきましては、去る2月27日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第21号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第22号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第27、議案第22号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第22号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出ともに611万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,900万4,000円とするものであります。

歳入では、保険料285万5,000円、繰入金を291万円、諸収入を35万2,000円それぞれ増額いたします。

また、歳出では総務費を36万5,000円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う予算額の調整を行ったところでございます。

慎重にご審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第23号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第28、議案第23号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算

(第2号) についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長(外山京太郎君) ただいま議題となっております議案第23号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,367万9,000円とするものであります。

歳入であります。水道新規加入金を40万円追加し、水道使用料を373万3,000円減額、また、水道使用量が減少したため、水道事業基金繰入金333万4,000円を追加するものであります。

歳出については、総務管理費を3万5,000円及び営繕費を28万円それぞれ減額し、一般管理費を33万7,000円追加するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月27日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長(小菅秋雄君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長(小菅秋雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長(小菅秋雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(小菅秋雄君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第24号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(小菅秋雄君) 日程第29、議案第24号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第24号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,156万5,000円とするものであります。

歳入であります。下水道新規加入金を60万円、下水道使用料を8万円、雑入6万4,000円をそれぞれ追加し、一般会計繰入金を90万9,000円減額するものであります。

また、歳出では公共下水道業務管理費を6万5,000円及び公共下水道事業費を10万円それぞれ減額するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月27日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑してください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第24号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第25号 令和2年度川場村一般会計予算について

◎日程第34 議案第26号 令和2年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第35 議案第27号 令和2年度川場村介護保険事業特別会計予算について

◎日程第36 議案第28号 令和2年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第37 議案第29号 令和2年度川場村水道事業特別会計予算について

◎日程第38 議案第30号 令和2年度川場村下水道事業特別会計予算について

○議長（小菅秋雄君） 日程第33、議案第25号 令和2年度川場村一般会計予算についての件から、日程第38、議案第30号 令和2年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第25号 令和2年度川場村一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

川場村第4次総合計画に掲げた村づくりの施策の実現を目指し、村の基本方針である「農業プラス観光」に「環境」を加えた新たな施策の推進を図るとともに、新拠点構想元年として事業に重点を置いた予算編成といたしました。

さて、令和2年度の一般会計当初予算の総額は、29億112万8,000円で、前年度に比べ5.7%、1億7,507万6,000円の減であります。

歳入の内訳を財源別で見ますと、村税の自主財源が9億7,985万8,000円で、歳入全体の34%となります。

地方交付税や国庫支出金等の依存財源が19億2,127万円で、66%を占めております。依然として厳しい財政状況に変わりはありませんが、村税を中心とする自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、歳出の内訳を性質別に見ますと、地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費である義務的経費が10億431万1,000円で、歳出全体の34.6%、普通建設事業費などの投資的経費が4億6,538万9,000円で、16.1%、その他の経費が14億3,142万8,000円で、49.3%を占めております。投資的経費は、村道谷内生品線道路改良事業、役場庁舎設計管理業務委託などを予定しておりますが、前年度費28%の減となりました。

具体的な項目に入りますが、歳入では、村税が3億6,322万2,000円の計上であります。収納実績を勘案し、前年度費0.6%の減であります。

地方交付税は、10億8,000万円の計上で、前年同額であります。

国庫支出金は、3億7,329万1,000円の計上で、25%の減、金額にして1億2,430万円の減であります。社会資本整備総合交付金等の減によるものであります。

県支出金は、1億7,642万8,000円で、30.8%の減であります。群馬県林業成長産業化地域創出モデル事業、小規模農村整備事業の減によるものであります。

寄附金は、1億1,593万7,000円で、90.3%の増であります。企業版ふるさと寄附金の増によるものであります。

繰入金は、3億3,600万円の計上で、22.2%の増であります。財政調整基金、その他目的基金の繰り入れを計上いたしました。

村債は、1億6,970万円で、34.6%の減であります。今年度は、道路整備に対しての公共事業等債、臨時財政対策債を予定しております。

歳出であります。地方自治法施行規則の改正により令和2年度より支出科目の節が変更されました。

従来7節賃金が廃止されたため、8節以降をそれぞれ繰り上げるものです。

それでは、主なものを説明いたします。

総務費では、川場村ホームページ更新委託料、ふるさと寄附金に伴う返礼品代や関係経費、高齢者AT踏み間違い防止ペダル整備費補助金、地域おこし協力隊事業費、役場庁舎設計監理業務委託料など計上いたしました。

民生費では、社会福祉業務委託料、認定こども園運営費補助金など計上いたしました。また、国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業、それぞれの特別会計への繰出金1億6,089万8,000円を計上しました。

農林水産業費では、農道や水路整備のための小規模土地改良事業、竹林整備事業などを計上いたしました。

商工費では、企業誘致奨励金を計上いたしました。

土木費では、村道谷地生品線の整備として、積算・業務監理委託料、橋梁工事請負費などの3億2,885万9,000円を計上いたしました。また、橋梁補修工事3,800万円、下水道事業特別会計への繰入金1億4,040万円を計上いたしました。

教育費では、中学生海外派遣交流事業、中学校トイレ改修工事などを計上いたしました。

次に、議案第26号 令和2年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

日本の医療保険制度の中核として、国民健康保険制度は地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしているところでございますが、各自治体の被保険者の所得等により保険税の保険者間格差が生じております。こうした中、前年度より群馬県が給付の責任を担うこととなり、保険者の表記が群馬県と川場村の連名となりました。

さて、令和2年度の予算編成であります。保険給付費等の支払い状況及び予定できる財源をもとに、歳入歳出予算の総額を4億3,698万7,000円といたしました。これは、前年度当初予算と比較して3.2%の増となり、金額にして1,362万4,000円の増額となります。増額の主な理由としては、給付費の増額が予想されることから、保険給付費の増額によるものであります。

主な歳入では、国民健康保険税が9,802万4,000円と前年度に比べ90万6,000円の増額となりました。この保険税を1世帯当たり換算しますと、およそ20万4,000円に、1人

当たりでは10万8,000円程度の税負担となります。

このほかに、都道府県支出金が3億608万3,000円、繰入金が3,281万5,000円となります。

一方、歳出であります。歳出予算の68.4%を占める保険給付費が2億9,874万6,000円と前年度に比べ1,865万7,000円の増額といたしました。

次に、国民健康保険事業納付金につきましては、医療給付費分として8,501万円、後期高齢者支援金等分として2,751万円、及び介護保険事業の財源に充てる介護納付金分に1,050万円、保健事業費では特定健康診査費に558万9,000円計上いたしました。

以上が令和2年度予算の概要であります。生活習慣病を予防するための食生活の改善や、病気を事前に予防するための保健事業に力を入れ、医療費の削減に努めていきたいと思っております。

次に、議案第27号 令和2年度川場村介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

介護保険事業は、介護を必要とする方を社会全体で支え、利用者の選択による総合的なサービスを安心して受けられる制度として平成12年に発足をいたしました。

さて、令和2年度の予算であります。保険給付費等の支払い状況をもとに歳入歳出予算の総額を4億5,115万9,000円といたしました。これは、前年度当初予算と比較して約11.3%、金額で4,566万6,000円の増額となります。

主な歳入は、65歳以上の第1号被保険者の方に負担していただく介護保険料が9,040万3,000円で、前年度に比べ0.9%、金額にして84万1,000円の増額となっております。これは、村内の被保険者1人あたりに換算してみますと、年額でおよそ8万1,000円の負担となるものであります。

また、40歳から64歳までの第2号被保険者が負担している社会保険診療報酬支払基金からの交付金は1億1,126万3,000円で歳入全体の24.7%を占めております。

次に、原則として介護給付費の25%を負担することになっております国庫支出金が1億275万5,000円、一般会計及び基金からの繰入金が8,260万円、県支出金の6,402万6,000円が主な歳入となります。

一方、歳出であります。歳出全体の88%を占めております保険給付費が3億9,860万7,000円と、前年度に比べ3,875万4,000円の増額となっております。この保険給付費を村の要介護及び要支援認定者の利用額に換算してみますと、1人当たり年額でおよそ188万9,000円となるものであります。

このように、保険給付費は今後の高齢化の進行により年々増加傾向にありますが、介護が必要になっても、できる限り自立した生活ができますよう、介護保険を利用されている高齢者の皆さんに信頼される介護保険事業であるよう今後とも努力をしまいたいと思っております。

次に、議案第28号 令和2年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成20年度から発足し、高齢者医療を支えている後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出ともに予算の総額を前年比9.3%減となる8,791万5,000円といたしました。

主な歳入であります。75歳以上の被保険者の方から納めていただきます保険料が2,949万9,000円と前年度に比べ294万8,000円の増額となっております。この保険料の負担割合は、県内市町村は全て同率となっております。村内の被保険者が納めることとなる1人当たりの保険料に換算してみますと、年間でおよそ5万2,000円になります。

次に、歳出であります。事務費分となる総務費の453万9,000円を除きますと、残りの予算額のほとんどを占める後期高齢者医療広域連合への納付金が8,292万5,000円となるものであります。

以上が令和2年度予算の概要であります。今後もこの制度が現役世代と高齢者がともに支え合う医療制度として村民の福祉と健康の増進につながりますよう、ご指導とご協力をお願い申し上げます。

次に、議案第29号 令和2年度川場村水道事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

水道事業の推進については、生活用水の安定供給と安全な飲料水確保のため、今後、長寿命化計画を策定して施設及び管路の維持に努めてまいりたいと思います。

さて、令和2年度の予算であります。総額で5,511万9,000円となり、対前年度比プラス33.7%で1,388万2,000円の増額となります。

歳入であります。主な財源は水道使用料が3,776万5,000円で歳入総額の68.5%を占めております。そのほか、一般会計繰入金を71万3,000円、公営企業法適用のための支援業務資金として村債を1,500万円計上いたしました。

次に、歳出の主な内容ですが、金山平浄水場等施設運転管理経費として1,110万5,000円、公営企業法適用支援業務委託料として1,508万1,000円、料金徴収システム使用料458万1,000円を計上いたしました。

また、公債費の地方債元利償還金142万6,000円を計上いたしました。

なお、不測の事態に備えて、予備費に100万円を計上しております。

次に、議案第30号 令和2年度川場村下水道事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

下水道事業の推進については、平成4年度から開始され、管渠整備はほぼ完了に至っております。

今後においては、埋設された管渠や浄化センター及びポンプ施設の維持管理業務に努めてまいります。早期に整備された施設や機械器具については、耐用年数を迎えるものもあることから、平成28年度から国の補助を受け、施設の長寿命化計画の策定に着手し、令和2年度においても継続して実施をいたします。国の法改正によりまして、公営企業会計への移行を令和5年度までに実施したいと考

えております。

また、あわせて下水道事業特別会計のさらなる健全化に向け、加入率の向上に取り組みたいと考えております。

さて、令和2年度の予算であります。総額で2億2,552万2,000円となり、対前年度比19.6%、額にして3,696万1,000円の増額であります。

歳入であります。下水道使用料2,991万6,000円、管路等の長寿命化計画策定及び耐震工事等に伴う国庫補助金を2,463万5,000円、公営企業法適用のための支援業務及び耐震工事資金として村債を2,900万円計上いたしました。また、主たる財源は一般会計からの繰入金1億4,040万円となっており、歳入総額の86%が特定財源に依存する状況となっております。

歳出の主な内容ですが、公営企業法適用支援業務委託料として1,508万1,000円、処理場管渠管理費として3,341万5,000円、建設事業費として耐震改築工事及び管路の長寿命化計画策定経費5,362万円を計上しました。また、地方債の元利償還金として1億2,098万円を計上いたしました。

今後も、未加入者の加入促進を図り、自主財源の確保に努めるとともに、水源地域であることを自覚し、水質保全と生活環境整備のため事業を進めてまいります。

なお、後期高齢者医療特別会計以外の特別会計予算につきましては、去る2月27日に開催されました各種運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、細部につきましては担当課長から説明を申し上げます。

よろしく審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで暫時休憩いたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時30分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、再度休憩し、休憩中に担当課長の細部説明を求めます。

午後 1時31分休憩

午後 2時17分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

お諮りいたします。

日程第33、議案第25号 令和2年度川場村一般会計予算についての件から、日程第38、議案

第30号 令和2年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第30号までの6件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（小菅秋雄君） 引き続き、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

予算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

予算審査特別委員会を、委員会条例第9条第1項の規定により本日の会議終了後、特別委員会室において開催いたします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第30号までの6件につきましては、本日は提案理由の説明のみでありますので、ご了承願います。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月11日は、議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時20分散会